

# 新潟県スケート連盟 旅費規程

旅費支給のルール（2022年4月23日 理事会で承認、2023年12月9日 理事会にて改正承認）

旅費の種類	新潟県スケート連盟
報償費	原則支給しない。（県外講師等招聘の際にはこの限りではない）
日当	国体監督や強化練習指導等の業務に対し、1日6,000円以内で支給することができる。
鉄道賃	1. 旅行者による旅程（経費と交通手段）は、事務局において、インターネットの経路検索サービスの検索結果により旅費計算する。 2. 国スポ派遣など、新潟県からの旅費で不足の場合は会計報告の提出に基づき、必要に応じて不足分を支給する。 3. 上記の旅費計算より安い領収書を提出の場合は、実費を支給する。
路線バス	
船賃	
航空賃	見積もり及び領収書の提出により支給する。
自家用車	基本的には認めない。
宿泊施設 利用料	1 泊10,000円（税込み）を支給する。 ※ 国スポ派遣など、新潟県からの旅費で不足の場合は会計報告の提出に基づき、必要に応じて不足分を支給する。
食事代	拘束時間により、朝食・昼食は800円、夕食は1,000円を基準提供又は支給する。
滞在諸費	原則支給しない。
施設利用料	施設利用料金及び競技用具借上料は、領収書の提示により実費を支給する。
負担金	講習会等の参加費（テキスト代等を含む）は、領収書の提示により実費を支給する。
旅行雑費	新型コロナウイルス抗体検査代金等は領収書の提示により実費を支給する。